

新宮市立医療センター患者等の食事提供業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年10月

新宮市立医療センター

1. 趣旨

新宮市立医療センター（以下、当院とする）における患者等の食事提供業務委託について、治療の一環としての病院給食を、患者満足度の向上を図りながら、安全かつ効率的・安定的に提供できる受託者を、公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めたものである。

2. 事業概要

(1) 業務名

新宮市立医療センター患者等の食事提供業務

(2) 業務仕様書

「(別紙1) 新宮市立医療センター患者等の食事提供業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

令和9年10月1日から令和12年9月30日

(4) 提案上限額

1ヶ月あたり 14,960,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式による。

4. 参加資格要件等

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加事業者」という。）は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 民法（明治29年法律第89号）第33条に規定する法人であること。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定

を受けている者を除く)

- ④ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑤ 国、和歌山県又は新宮市が措置する指名停止期間中にないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定による暴力団その他反社会的団体でないこと又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- ⑦ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の10に定める基準に適合することを証明できる者であること。
- ⑧ 受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。

5. 選定スケジュール（※1）

公募型プロポーザルの開始	令和8年10月1日（木）
調理現場見学会申込期限	令和8年10月14日（水）※2
調理現場見学会	令和8年10月21日（水）
質疑書の提出期限	令和8年11月4日（水）17時まで
質疑書の回答期限	令和8年11月18日（水）
参加申込書等の提出期限	令和8年12月2日（水）※2
参加資格審査結果の通知	令和8年12月16日（水）
企画提案書等の提出期限	令和8年12月23日（水）※2
辞退届の提出期限	令和8年12月23日（水）※2
審査会（プレゼンテーション）	令和9年1月20日（水）
審査結果通知	令和9年2月12日（金）

※1 スケジュールについては、発注者の都合により変更する場合がある。

※2 郵送の場合は当日必着

6. 調理現場見学

(1) 参加申込書等の提出

提出書類「【様式1】調理現場見学会参加申込書」

提出期限 令和8年10月14日（水）17時まで

（郵送、電子メール可。郵送の場合は当日必着まで）

※電子メールで提出した場合、提出後に必ず電話により受信確認を行うこと。

提出場所 新宮市立医療センター 栄養部

〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏18番7号

E-mail : s-kagari@hsp.shingu.wakayama.jp

(2) 調理現場見学会の実施

実施日時 令和8年10月21日（水）10時～16時までの間

時間は当院が指定し、見学希望者に別途連絡する。

備 考 1社2名までとし、申込書の提出日から1カ月以内の腸内細菌検査結果の写しを当日提出すること。

白衣、マスク、帽子および内履きを持参すること。

なお、写真撮影は厨房内のみ可とする。

7. 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の配布

配布期間 令和8年10月1日（木）～令和8年12月2日（水）17時まで

配布方法 当院 ホームページに掲載

(2) 質疑の受付及び回答

実施要領等に係る質疑は「【様式2】新宮市立医療センター患者等の食事提供業務委託プロポーザル質疑書」を提出すること。なお、質疑の内容によっては、後日確認を行う場合がある。

提出期限 令和8年11月4日（水）17時まで（電子メールのみ可）

※提出後に必ず電話により受信確認を行うこと。

提出場所 新宮市立医療センター 栄養部

E-mail : s-kagari@hsp.shingu.wakayama.jp

電話 : 0735-31-3333（代）

回答方法 令和8年11月18日（水）当院 ホームページに掲載

(3) 参加申込書等の提出

提出書類 ①【様式3】新宮市立医療センター患者等の食事提供業務委託 プロポーザル参加申込書

② 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の10に定める基準に適合することを証明できる書類の写し（医療関連サービスマーク認定証の写しでも可）

③ 代行保証を証明できる書類の写し

提出期限 令和8年12月 2 日（水）17時まで（郵送の場合は当日必着まで）

提出場所 新宮市立医療センター 栄養部
〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏18番7号

提出方法 持参又は郵送

提出部数 正本1部（②・③は写し）

備 考 参加申込書等の提出者に対し、令和8年12月16日（水）付で参加資格結果を文書にて郵送する。

（4） 企画提案書類の提出

提出書類 提出書類の詳細は「（別紙2）新宮市立医療センター患者等の食事提供業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」による。

提出期限 令和8年12月23日（水）17時まで（郵送の場合は当日必着まで）

提出場所 新宮市立医療センター 栄養部
〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏18番7号

提出方法 持参又は郵送

提出部数 正本1部、副本10部

8. 辞退届の受付

本プロポーザル参加申込書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに「【様式5】新宮市立医療センター患者等の食事提供業務委託プロポーザル辞退届」を提出することにより申し出ること。

提出書類 令和8年12月23日（水）17時まで（郵送の場合は当日必着まで）

提出期限 新宮市立医療センター 栄養部
〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏18番7号

提出方法 持参又は郵送

提出部数 正本1部

9. 審査会（プレゼンテーション）

(1) 実施日時等

実施予定 令和9年1月20日（水）

実施場所 当院 6階講義室

所要時間 プレゼンテーション 30分以内

質疑応答 20分程度

(2) 実施方法

- ① 参加事業者は、あらかじめ提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う。
- ② プレゼンテーションの順番は、原則、参加申込書の受付順とする。
- ③ プレゼンテーションの参加者は、参加事業者あたり5名以内とし、説明を分担することも可能とする。
- ④ プレゼンテーションの際には、当院所有の65インチディスプレイ（JN-V65UHD-U）、コンセントを使用してもよい。なお、使用を希望する場合は、プレゼンテーションの1週間前までに担当部署に電子メールにて連絡すること。ただし、接続用のHDMIケーブル及びパソコン等はプロポーザル参加事業者が準備すること。

(3) 選定方法

- ① 評価項目については、「（別紙3）新宮市立医療センター患者等の食事提供業務委託プロポーザル評価基準」のとおりとする。
- ② 上記基準に基づき、当院評価委員会が採点を行い、合計点数上位1者を受託候補者に選定する。
- ③ 参加事業者が1者の場合においても審査会を実施し、総合評価において60%以上の評価を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合に、当該参加事業者を受託候補者として選定する。
- ④ 評価委員会の評価委員は非公表とする。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、各参加事業者に対し、令和9年2月12日（金）付で文書にて郵送する。なお、審査結果等についての異議申立ては受け付けない。

(5) 審査結果の公表

審査の結果については、当院ホームページにて公表する。

公表内容は以下のとおりとする。

- ① 受託候補者の名称
- ② 全参加者の名称

10. 契約に関する事項

本プロポーザルにより選定された受託候補者と当院が協議し、委託業務の仕様を確定させたうえで契約を締結する。この場合において、協議が整わず契約の見込みがない場合、又は、受託候補者が契約締結までの間に「4. 参加資格要件等」を満たさなくなった場合は、次点者と協議を行うものとする。

なお、委託業務の仕様は本プロポーザルにおいて提案された内容を基本に、受託候補者と当院の協議により必要に応じて内容を変更したうえで年度ごとに契約を締結するため、契約内容、契約金額が本プロポーザル実施時に提出した企画提案書、見積額と異なる場合がある。

また、契約及び手続きは、新宮市契約規則（平成17年規則第46号）及び新宮市長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年条例第194号）による。

但し、本委託契約にかかる予算について、発注者は、本プロポーザルの属する年度の翌年度以降において、発注者の予算における本契約に係る予算額の減額または削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとする。なお、上記により、プロポーザル参加者または業務委託候補者において損害が生じた場合にあっては、当院はその損害について一切負担しないものとする。

11. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 当院から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- (3) 提出された書類の著作権は、提出したものに帰属し、当院は提出者に無断で本プロポーザルに係る審査以外に使用しない。ただし、当院が受託候補者の特定に必要な範囲において無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。

又、情報公開請求があった場合には、新宮市情報公開条例（平成17年条例第15号）に基づき公開する場合がある。

12. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提案書類のすべてを無効としその者を失格とする。

- (1) 「4. 参加資格要件等」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 本実施要領等に違反すると認められた場合
- (3) 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- (4) 本実施要領で示した提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類があった場合
- (5) 審査会を正当な理由なく欠席又は遅刻した場合
- (6) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (7) 前各号に定めるものの他、著しく信義に反する行為があった場合

13. その他

- (1) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- (3) 緊急等やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施することができないと認める時は、プロポーザルの実施を停止、中止又は取り消すことがある。

14. 添付資料

- ① (別紙1) 新宮市立医療センター患者等の食事提供業務委託仕様書
「別記①」業務内容及び分担表
「別記②」経費分担表
「別記③」乙負担消耗品リスト
「別記様式①」納入業者変更届
- ② (別紙2) 新宮市立医療センター患者等の食事提供業務委託プロポーザル企画提案書
作成要領
- ③ (別紙3) 新宮市立医療センター患者等の食事提供業務委託プロポーザル評価基準
- ④ (別紙4) 新宮市立医療センター概要
- ⑤ (別紙5) 新宮市立医療センター院内食事箋規約
- ⑥ 【様式1】調理現場見学会参加申込書
- ⑦ 【様式2】新宮市立医療センター患者等の食事提供業務委託プロポーザル質疑書

- ⑧ 【様式 3】新宮市立医療センター患者等の食事提供業務委託プロポーザル参加
申込書
- ⑨ 【様式 4 -1】新宮市立医療センター患者等の食事提供業務委託プロポーザル
企画提案書（表紙）
- ⑩ 【様式 4 -2】会社概要
- ⑪ 【様式 4 -3】同種・類似業務の履行実績
- ⑫ 【様式 4 -4】職員等の配置
- ⑬ 【様式 4 -5-1】配置予定の受託責任者
- ⑭ 【様式 4 -5-2】配置予定の副受託責任者
- ⑮ 【様式 4 -6】見積書
- ⑯ 【様式 5】新宮市立医療センター患者等の食事提供業務委託プロポーザル辞退届

15. 問い合わせ及び提出先

新宮市立医療センター 栄養部 担当：加莉（カガリ）

〒647-0072

和歌山県新宮市蜂伏18番7号

電 話：0735-31-3333

FAX：0735-31-3351

E-mail：s-kagari@hsp.shingu.wakayama.jp